

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、

- 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備
- 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

等を内容とする道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案等について検討しています。

その内容は別紙1から別紙6までのとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (koutsukikakuka2@npa. go. jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
	F A X	03-3581-9337 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和3年12月17日（金）から 令和4年1月15日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1から別紙6までの改正内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。
例：「別紙1の3(1)ア(ア)についての意見…」

〈 凡 例 〉

- 法 　　： 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- 改 正 法： 道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）をいう。
- 令 　　： 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- 改 正 令： 道路交通法施行令の一部を改正する政令案をいう。
- 府 　　令： 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- 新 府 令： 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案による改正後の府令をいう。
- 新 講 習 規 則： 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則案による改正後の運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）をいう。
- 新 認 定 教 育 規 則： 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則案による改正後の運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）をいう。
- 認 定 検 査 規 則： 運転免許取得者等検査の認定に関する規則案をいう。
- 特 例 教 習 課 程 指 定 規 則： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則案をいう。
- 届 出 自 動 車 教 習 所 規 則： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）をいう。
- 新 指 定 講 習 機 関 規 則： 指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則案による改正後の指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）をいう。
- 性 能 認 定： 先進安全技術の性能認定実施要領（平成30年国土交通省告示第544号）第3条の規定による認定をいう。
- 保 安 基 準： 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3章及びこれに基づく命令の規定をいう。

〈 参 考 〉

別紙1から別紙6までのほかに、それぞれの命令案について、新旧対照表等を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案及び国家公安委員会規則案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記の主なものとその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が同一の場合
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定に全部改正する。
- 2 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合
改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 3 改正前欄に掲げる対象規定に対応するものを改正後欄に掲げていない場合
対象規定を削る。
- 4 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注）標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

【破線】

改正前欄の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄の破線で囲んだ部分に改める。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

法第91条の2第1項及び第4項、第93条第3項、第94条第2項、第97条の2第1項第3号及び第2項、第101条第7項、第101条の4第2項及び第4項、第101条の7第1項及び第4項、第102条第1項及び第4項、第104条の2の4第3項、第104条の3第1項、第106条、第107条の7第4項、第108条の2第1項並びに第108条の3の3、法第108条の32の2第4項（法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第98条第5項並びに法第114条の6及び第114条の7並びに令第32条の2第1項第2号、第2項第2号及び第3項

3 改正の概要

(1) 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

ア 運転技能検査に関する規定の整備

(ア) 運転技能検査の内容について、

- 普通自動車を使用し、次の項目について実施すること。
 - ・ 幹線コース・周回コース等の走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。）
 - ・ 交差点の通行（右折及び左折を含む。）
 - ・ 段差の乗り上げ（停止を含む。）
- 次の能力について減点式採点法により採点すること。
 - ・ 運転装置を操作する能力
 - ・ 交通法規に従って運転する能力
 - ・ 他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する能力その他の自動車を安全に運転する能力

等を定める。（新府令第26条の5関係）

(イ) 運転技能検査の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示す基準等として、

- 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者等については、80パーセント未満の成績であること。
- その他の者については、70パーセント未満の成績であること。

等を定める。（新府令第26条の6関係）

イ 申請による運転免許の条件の付与等に関する規定の整備

(ア) 申請により運転免許に付与等をする条件として、普通自動車免許により運転することができる普通自動車の種類を次のいずれかに該当するものに限定する条件を定める。（新府令第18条の6関係）

- 衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置（マニュアル車にあっては、衝突被害軽減ブレーキ）の性能に関し、性能認定が行われた

普通自動車

- 乗車定員が10人未満の普通自動車であって当該普通自動車に備える衝突被害軽減ブレーキが保安基準に適合するもの

(イ) 運転免許証の記載に用いる略語として「サポートカー」を、当該略語の意味として(ア)の条件に該当する普通自動車を定める。(新府令別表第2関係)

ウ 高齢者講習の内容等の見直しに関する規定の整備

(ア) 高齢者講習の内容として、実車による指導を含む2時間の講習（普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者及び運転技能検査の対象者に対する講習にあっては、実車による指導を含まない1時間の講習）を定める。(新府令第38条第12項関係)

(イ) 認知機能検査の結果の区分を見直すこと等に伴い、臨時高齢者講習の対象となる基準について見直す。(新府令第29条の2の6関係)

エ 認知機能検査の方法等の見直しに関する規定の整備

(ア) 認知機能検査の方法から時計描画（時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させることにより行う検査）を削除する。(新府令第26条の3第1項関係)

(イ) 認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることを示す基準等として、次の式により算出した数値が36未満であること等を定める。(新府令第29条の3関係)

$$1. 336 \times A + 2. 499 \times B$$

A： 時間の見当識（認知機能検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させることにより行う検査）に係る数値の総和（現行と同じ。）

B： 手がかり再生（16の物の図画を当該物の名称及び分類と共に示した時点から一定の時間が経過した後当該物の名称を記述させることにより行う検査）に係る数値の総和（現行と同じ。）

(ウ) 認知機能検査を受ける必要がない場合として、認知機能検査の受検期間内に次のいずれかに該当した場合等を定める。(新府令第26条の4、第29条の2の3及び第29条の2の5関係)

- 運転免許を受けた場合
- 認知症かどうかについての臨時適性検査（医師の診断）を受けた場合
- 認知症の疑いがあるかどうかについての医師の意見等が記載された診断書その他の書類を提出した場合

(2) 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

若年運転者講習の内容について、

- 運転者としての資質の向上に関すること及び自動車の運転について必要な適性について行うこと。
- 自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
- 講習時間は、9時間とすること。

等を定める。(新府令第38条第14項関係)

(3) その他

ア 国外運転免許証交付申請書に添付する写真の要件について、旅券の申請に係る写真の要件と同様のもの（縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメー

トルの顔写真) とする。(新府令第37条の9 関係)
イ その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和4年5月13日）とする。

1 命令等の題名

運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

法第97条の2第1項第3号イ及び第114条の6並びに府令第31条の4の2ただし書、第38条第11項第1号、第38条の2及び第38条の3ただし書

3 改正の概要

- (1) 車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るため都道府県公安委員会が車両の運転者に対して行う講習であって高齢者講習と同等の効果があるものの基準について、高齢者講習の内容に準じて定める。(新講習規則第1条関係)
- (2) 認知機能検査の実施に必要な能力を有する者に係る年齢要件(現行は25歳以上)を21歳以上に引き下げる。(新講習規則第4条関係)
- (3) 運転技能検査の実施に必要な能力を有する者の要件について、
 - 都道府県公安委員会が行う運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者であること。
 - その他高齢者講習における指導に必要な能力を有する者の要件に準じた要件を満たす者であること。を定める。(新講習規則第4条関係)
- (4) 高齢者講習における指導に必要な能力を有する者に係る年齢要件(現行は25歳以上)を21歳以上に引き下げる。(新講習規則第7条関係)
- (5) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

改正法の施行の日(令和4年5月13日)とする。

1 命令等の題名

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

法第108条の32の2第1項及び第6項並びに第114条の6並びに府令第38条の4の6第1項第2号

3 改正の概要

- (1) 題名を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に改める。
- (2) 高齢者講習と同等の効果がある運転免許取得者等教育の課程の基準等について、高齢者講習の内容等に準じて定める。(新認定教育規則第2条から第4条まで関係)
- (3) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和4年5月13日）とする。

1 命令等の題名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則

2 根拠となる法令の条項

法第108条の32の3第1項並びに同条第2項において準用する法第108条の32の2第2項及び第6項並びに府令第26条の6第2号及び第29条の3第1項第2号並びに府令第38条の4の7において準用する府令第38条の4の6第1項第2号

3 命令等の概要

- (1) 認知機能検査又は運転技能検査と同等の効果がある運転免許取得者等検査の方法の基準等について、それぞれ認知機能検査又は運転技能検査の方法等に準じて定める。(認定検査規則第1条から第5条まで関係)
- (2) その他運転免許取得者等検査の認定に関し必要な事項について、新認定教育規則の例に準じて所要の規定を整備する。(認定検査規則第6条から第14条まで関係)

4 施行期日

改正法の施行の日（令和4年5月13日）とする。

1 命令等の題名

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則

2 根拠となる法令の条項

令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項及び第10項

3 命令等の概要

(1) 19歳から大型自動車免許等の運転免許試験を受けるための教習の課程に係る指定の基準として、

- 運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車等の運転について必要な適性について行われるものであること。
- 大型自動車等の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
- 教習時間は、7時限以上であること。

等を定める。(特例教習課程指定規則第1条第2項、第3項、第6項及び第8項関係)

(2) 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許等の運転免許試験を受けるための教習の課程に係る指定の基準として、

① 大型自動車等の運転について必要な技能に関する次の事項について行われるものであること。

- ・ 自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作
- ・ 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、鋭角コースの通過、転回等その他の自動車の運転に係る走行
- ・ 交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行
- ・ 交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行
- ・ 時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行
- ・ 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行

② 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識について行われるものであること。

③ 教習時限は、合計29時限以上(①について27時限以上、②について2時限以上)であること。

等を定める。(特例教習課程指定規則第1条第4項、第5項、第7項及び第9項関係)

(3) その他これらの教習の課程の指定に関し必要な事項について、届出自動車教習所規則の例に準じて所要の規定を整備する。(特例教習課程指定規則第1条から第9条まで関係)

4 施行期日

改正令の施行の日(令和4年5月13日)とする。

1 命令等の題名

指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

法第108条の4第1項及び第108条の12

3 改正の概要

- (1) 若年運転者講習を行う指定講習機関の基準として、
 - 若年運転者講習の業務を行うために必要な数以上の運転適性指導員が置かれていること。
 - 若年運転者講習を行うために必要なコース、普通自動車、建物等の設備を有すること。等を定める。(新指定講習機関規則第8条の2関係)
- (2) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和4年5月13日）とする。ただし、3(2)の一部については、公布の日から施行する。